

## 議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

### 招 集

令和4年1月13日（木）午前10時 議場

### 出席委員（8名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）今 城 雅 子  
安 達 卓 是 岡 田 啓 介 奥 岩 浩 基 門 脇 一 男  
土 光 均 又 野 史 朗

### 欠席委員（0名）

### 議長及び副議長

岩崎議長 前原副議長

### 説明のため出席した者

伊木市長 伊澤副市長

【総務部】辻部長

[秘書広報課] 角課長

[財政課] 長谷川次長兼課長 大塚課長補佐兼総括主計員 岩永係長

### 出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐

### 傍聴者

石橋議員 遠藤議員 岡村議員 国頭議員 戸田議員 西川議員 森谷議員  
矢田貝議員

報道関係者1人 一般0人

### 協議事件

- 1 1月臨時会の開催について
- 2 1月臨時会の提出議案について
- 3 1月臨時会の日程について
- 4 次回議会運営委員会の開催について
- 5 米子市議会基本条例の検証について

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○稲田委員長 ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

協議事件1、1月臨時会の開催について説明を求めます。

辻総務部長。

○辻総務部長 臨時議会の開催についてでございますが、1月20日木曜日に臨時議会の開催をお願いいたします。以上です。

○稲田委員長 以上でございます。

続きまして、協議事件2、1月臨時会の提出議案について説明を求めます。

辻総務部長。

**○辻総務部長** 市議会1月臨時会に提出する予定の議案につきまして御説明を申し上げます。

資料1を御覧ください。提出予定の議案は、補正予算1件を上程しようとするものでございます。

資料2を御覧ください。資料2は、議案第1号、令和3年度米子市一般会計の第12回の補正予算でございまして、迅速な対応を要する事業につきまして予算計上するものでございまして、補正額を27億6,552万7,000円といたしております。

まず、民生費の市県民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は、住民税非課税世帯等への1世帯当たり10万円の給付金の支給を行うものでございます。

また、土木費の除雪事業は除雪費用の実績見込みの増によりまして増額補正をするものでございます。

以上が今回追加で上程いたします補正予算の概要でございまして、議案の送付についてでございますが、明日14日に送付予定としております。説明は以上でございます。

**○稲田委員長** 説明がございました。委員の皆様、確認をお願いいたします。

続きまして、協議事件3、1月臨時会の日程について説明を求めます。

松下局長。

**○松下事務局長** 通告の関係についてでございますが、議案に対する質疑と予算総括質問につきましては1月18日火曜日正午まで、また討論につきましては1月19日水曜日正午まででございますので、御確認をお願いいたします。以上でございます。

**○稲田委員長** 委員の皆様、確認をお願いいたします。

続きまして、協議事件4、次回議会運営委員会の開催についてでございます。

こちらは記載のとおりでございますが、臨時会開会日の1月20日木曜日午前9時20分からとしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

ここまでのところで何かございますでしょうか。なければ、執行部の皆様には退席いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** では、執行部の皆様、御退席ください。委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

**○稲田委員長** そうしますと、協議事件5、米子市議会基本条例の検証についてを行いたいと思っております。

資料3を御覧ください。こちら、米子市議会基本条例検証結果報告書（案）ということで、皆様に配付させていただいております。事前に御確認はいただいているものと承知しております。こちらの内容にて、執り進めたいと思っております。具体的には、検証の経過の部分は前回の議会運営委員会です承いただいておりますので、「はじめに」のところと、それから6番目ですね、「付言事項について」、それから7番目の「評価の過程において今後に向けて提案があった事項」、最後の「むすびに」の部分になりますが、こちらの内容です承いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 2点あります。12ページ7番で、「提案があった事項」で、(1)から(4)

まで。2点というのは、一つは(1)の文言で、陳情のこと。「受理後の扱いについて協議すべきである」というふうに書いてるんですが、ちょっと、すみません、私、ちゃんと確認してなくて、記憶が曖昧なので確認を含めて聞きますが、陳情を出すのに市民以外から云々、そういった議論がなされていたんじゃないかと思うんです。だから、陳情を受け付けるときに、市民以外からの陳情をどうするかというふうな議論であったような記憶があるのですが、これは受け付けて受理後の扱いというふうになっていますよね。そういうふうな、例えば原案で文言が実際にあったのでしょうか。ちょっと記憶違いならこれでいいです。それからもう一つは、3番で、議会でネット配信とか審議での資料、この議会でどのような議論、この議会というときに、全員協議会も含めてという話をしていたと思います。よく全員協議会の位置づけで、正規の会議ではないというふうに言われるけど、議会基本条例では公開に関しては同等に扱っているということで、それをはっきりさせるために、例えば議会で「(全員協議会も含む)」とか、そういうふうに全員協議会の文言を入れていただけないかと。原案にはその文言、全協のことはあったと思うので、その辺何らかの形で触れていただけないでしょうか。

**○稲田委員長** 少しお待ちください。まず、最初の陳情のところの、受理後の前に市民云々のところですけども、議論の過程で、市民が、要は提出される方の住所要件を問わないという見解があったかと思しますので、その部分は載せずに、要は受理がもう前提であるということでこのような内容にさせてもらっております。この回答でよろしいですか。伝わりましたか。

土光委員。

**○土光委員** 受理後の扱いをどうこう、どういうふうにしようかっていう、そういったやり取り、議論はありましたでしょうか。

**○稲田委員長** いや、以前の付言事項で提出されたときの文言には、受理した後の扱いについて協議すべきであると、しっかりとうたっていますので、その内容を採用しております。よろしいでしょうか。

**○土光委員** 分かりました。

**○稲田委員長** それと、(3)の部分かと思えますけれども、全員協議会の位置づけというものに対して意見はございましたが、深くそこを、要は突っ込んだ議論が行われたとは私認識しておりませんでしたので、あえてそこを書くと、また意見があまりにも違い過ぎるものを載せるのは避けたいと思ひまして、皆様の中で合意できるであろうという部分をこのようなまとめ方で書かせていただいております。以上です。

土光委員。

**○土光委員** 少なくとも議会基本条例の解釈で、議会の公開ということで全員協議会、もちろん本会議、委員会、それから全員協議会、同等に全部含むという解釈は、これはやり取りで明確になったと思います。だからこの括弧、この文言で、この議会でというのに、この中に全員協議会も含むということが、まあ明確にするためにその文言を入れるというふうに私先ほど言いましたけど、例えばそこまでなくても、この場で、「この議会」というのは全員協議会も、つまり議会の公開性ということに関しては全員協議会も同等な位置づけだということがこの場で確認がされれば、あえて文言の変更まではなくてもいいかなと思います。本当はあったほうが明確になると思うんですが、確認できればそれでいいです。

**○稲田委員長** 考え方の一つとして、土光委員がおっしゃられた、まあ要は全てというか、この議場や委員会室で行われる会議の類いが全てだという考え方も一つありますし、あるいは、本会議はもちろん公開もされてますし、インターネット中継もされていまして、それに次ぐのが委員会であろうということで、段階を追って次に着手するのであれば委員会であろう。その次の、次というか全員協議会が、いわゆる正式な会議ではない云々の議論を踏まえて一緒にするのか、踏まえずに一緒に考えるのかというところは、先ほど言いましたが、そこまで突っ込んだ議論がなされませんでしたので、あえてそのような限定的な、要は「委員会においては」とか、あるいは「委員会及び全員協議会においては」という書き方にはせずに、まあこのような形で書かせていただいているということで、厳密に、それを包含する包含しないというところまでは、私のほうではそのような書きぶりは選択しませんでした。以上です。

土光委員。

**○土光委員** 少なくとも公開に関しては議会基本条例で公開するもの、ちょっと正確な文言、今すぐ出てきませんが、議会を公開という中で全員協議会も含むというのは、これは単なる考え方ではなくて、条例のそういう解釈はそれで確定したと思います。条例は、全員協議会を含めて公開をするというふうなことをうたっていると思います。だから、ここでいう議会でどのような議論がなされているか、これは情報発信・公開、両方書いてますけど、「この議会で」というのは、当然全員協議会も同じ位置づけで含むというふうな、これはまあ解釈ですけど、そういう意味だということを私は確認してほしいということです。

**○稲田委員長** 今城委員。

**○今城委員** 委員長とともにこの内容についての付言、6番、7番、8番あたりのところを一緒にさせていただいたことから考えると、私が発言するのはどうかとは、ちょっと思ったりするんですが、実はこの6番の付言事項の(3)の条文というところを皆さん合意いただいた中に、やはり様々な解釈が生じていて、今回、この条文の見直しが必要ではないかということも踏まえてのところが付言されているということを考えると、私はこの委員会でのこれまでの議論の中で、やはり全員協議会というものの位置づけというものは、便宜的に皆さんに同時に様々な情報をお知らせしながら協議ができる場というふうにしてるのであって、議会としての正式な位置づけがなされていないということを踏まえてそれをどう考えるのかというのは、今回の検証の部分でいうと、そこら辺が曖昧だよねっていうことが皆さん認識できたかなとは思いますが、この曖昧だよねっていうものを前提にして公開をするかしないのかというところの部分について、ここに、7番の(3)番に、明確に文字を入れて位置づけてしまうということが果たして今いいのかどうなのかということを考えたら、現状の基本条例の条文の検討がなされていないという現状の中で、そこを入れるということについては同意できないので、あえて委員長にも承諾していただいた上で、こういう形を取らせていただくのが現状としてはいいのではないかなというふうに感じていますので、そこは汲んでいただきたいなというふうに思っています。以上です。

**○稲田委員長** どういたしましょう。しゃべられますか。

土光委員。

**○土光委員** まず前提で、これは議会基本条例の検証なので、議会基本条例の条文に関して、多分、議会は全て公開するものとする。ちょっと正確にはその条文、事務局ちょ

っと読んでもらえますか、手元に私ないので。ありますよね。

○**稲田委員長** 松下局長。

○**松下事務局長** 議会基本条例の第5条の第2項です。「議会は、本会議及び委員会のほか、全ての会議を原則公開とする。」というふうになっております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** その全ての会議の中に全員協議会を含む。これは含むか含まないか、考え方の違いではなくて、議会基本条例は含むということで、そういう解釈は確定している。それは確認したと思います。だから、この公開についてこの3番の文章で、公開についてだから具体的にじゃあネット配信しようか、資料にしようか、それは議論すればいいと思うんだけど、全員協議会も含めて公開というのは、そういうことを考えていく、そういう課題があるという文章なので、具体的には、まああえてこの文言で、議会で「(全員協議会を含む)」をあえて入れると、ちょっと、ある意味で違和感があるというふうに、それだけ強調するのは、そこまでしなくてもいいかなという考えは分かるので、少なくともこの場で解釈として、この議会公開ということに関しては、議会でというのは全員協議会も含むという意味だということを確認していただければ、それで私はいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○**稲田委員長** まあ、確認方法がもう挙手でなってしまうかもしれませんが、そのようなやり方で皆さんよろしいでしょうか。ですので、この内容でよい、あるいは、要は意思の部分で確認といっても形としては残りませんので、どうですか、意思の部分だけの確認でよろしいですか、土光委員。その決めるといっても…。

土光委員。

○**土光委員** これは当然議事録に残りますから、別にこの議会というのは、先ほど私が言ったような理由で全員協議会も含むという解釈だということで、特に皆さん異論がなければそれでいいと思うし、異論があれば確認はできませんけど、異論がないということだったらそれで。それは議事録に残りますから、事実上確認したことになると私は思います。

○**稲田委員長** 今城委員。

○**今城委員** すみません。今、土光委員さんが、議会というふうにおっしゃったんですけど、私はこの5条の2というのは、会議というふうに思っているんですけど、そこは違いますか。会議という中には、本会議、委員会、全員協議会なども含めた全てというふうになっているんですけど、議会というのとはちょっと違うのかもしれないと思っているんですけど。変な言い方ですよね、ごめんなさい。ですが、要するに、会議の中の今公開という部分では全員協議会というものも含めて運用しているということであって、これは位置づけられてはいないと私は思っているんです。運用の上でそのようにしているというふうに私はこの議論の中で思っていると思っていたので、運用としてそうしていることについて、公開という意味の。それは現状そうであるということ踏まえての議論を進めてきたつもりなんですけど、位置づけという形をきちっと取っているということを確認してほしいというふうに言われると、その議論はしてないし、位置づけられていないというのは現状だと思っているので、そこについてまで含めてここで認定をした上で、文面には残らないけど議事録に残すということできないと私は思っていますので、そこら辺は私の意見です。

**○稲田委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** 前回のこの委員会の中で、付言事項のことについていろいろ議論交わされた中で、これは一致を見なかったので付言事項からは外れてこのようになっていると思っておりますので、私はこの7の(3)はこのままでいいのではないかと考えております。まあ、私の意見としてちょっと言わせていただきました。

**○稲田委員長** ですので、文言としてはこちらのままで。ただ、確認として、全員協議会が含まれているか否かの部分の意思の確認をということで土光委員からございましたが、そこもされますか。どうしてもということであれば考えますけれども、ここで特段のその全員協議会を排除しているような内容ではございませんし、前段、今城委員からの発言もございました付言事項の(3)について、条文についてということで、将来に向かって取り組むべきであるということがうたっておりますので、その部分は、そこも含めて今後の課題として取り組むという位置づけでよいのではないかと、現状私は思っておりますが、いかがいたしましょうか。そちらで皆様にある程度御納得いただければ、この内容でそのままということで改めて提案したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○稲田委員長** では、この文言で取り進めさせていただきます。

土光委員。

**○土光委員** この3は、これは元の追加の文言は私と又野委員が基になって、それでこうまとめられている部分です。これはあくまでも議会の会議の位置づけ云々ではなくて、公開についてどういうふうにするかという課題のことで、公開に関して。議会基本条例で、公開という点では特に全員協議会も含む形でうたっている。それから今事実上、例えば本会議、委員会、全員協議会、公開について差がつけられています。例えば具体的には、議事録の公開について委員会はホームページで公開されます、できたら。全員協議会は、議事録は公開されていません。そういった差がついています。だから公開という意味では議会基本条例、全員協議会も含めてうたっている中で、やはり全員協議会も同等に考えていくという、そういうふうな考え方であるべきだというのが元の文章です。だから、そういった意味だよというのを、あえて文言は入れることまでは求めませんが、全員協議会も同等に公開について考えていくという、そういう課題だという意味、そういう課題だということが元の文章ですから、そういう意味だということをこの文章を取ることによって了解していただきたいんですが、それなら、私もこの文言はこれで了承します。

**○稲田委員長** 文言については了承いただきたいというのは、私の強いお願いでもありません。その課題の部分ですよね。要は全員協議会の位置づけであったり、それから資料をホームページで公開するかというのは、そもそもの全員協議会の位置づけが、確かに公開ということであっておりますので、事実、全員協議会公開されております。ただ、資料のホームページでの掲載には至っていないという、まあこの辺りのいわゆる考え方について各委員の足並みが、足並みがというか位置がですね、必ずしも一つの点に、あるいは二つに分けてしまってますね、AかBかどちらかという部分で、今恐らく決着がつかないものと思います。したがって、土光委員の提案に対して、了承しますかという言い方をしていますね、皆さんが了承されないということであれば、その部分がいわゆる排除された形に

なりますし、そこは恐らく土光委員も望まれないんじゃないかと思います。したがって、今、土光委員がそのように発言された内容は、それこそ議事録にも残りますし、議会運営委員会の委員の一人としてそのような課題が述べられたということも、これも残りますので、その部分で土光委員に御理解いただいた上で、何度も申しますがこの内容で、これはこの文言で了承いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** もともとこの7の位置づけは、例えば付言事項が11ページ、6でありますよね。付言事項は、全員が一致したのをしたということで付言事項載ってますよね。それ以外のところは全会一致じゃなくって、まあ一致しない。全会一致ではないけど一応各委員から提案された文章を簡単にまとめて、それもつける。だから、この(1)から(4)に関しては、別に全員が一致しなくても、大体、全員が一致しないけど記述するという文章なので、それがこの文章の位置づけだと思います。この(3)番というのは私と又野委員が出した、それをまとめられたものなので、これはちょっと又野さんにも発言いただきたいのですが、少なくとも元の意味は、公開という意味では全員協議会も同じ位置づけで、そういった課題があるよねという、そういった文章だったはずですよ。だからそういう意味の文章だということを、別にこれ、この内容、全会一致じゃなくって、もし全会一致するんだったらそれは付言事項になるはずだから、元の提案者はそういう意味だよというのをはっきりさせてほしいということです。

**○稲田委員長** 又野委員。

**○又野委員** 先ほど土光さんが言われたんですけども、この7の部分については、今から皆さんが全員が賛同されるかっていうのは、今から取るのはおかしな話になりますんで、あくまでもこれは、全会一致に至らなかったというのが前提として書いてありますんで、中身としては何を求めていたのかということをはっきりさせても私は問題ないと思いますので、私の意図としても(3)については、全員協議会、当然、公開さらに積極的にすべきだという意味で書いておりましたので、提案者の何を求めていたのか分かるような形で書いていただくほうがいいというか、お願いしたいと思います。

**○稲田委員長** 分かるような形ということになると、文言修正になろうかと思います。この議論を経て分かるような形と言え、もうそれ全員協議会を、全員協議会という言葉を入れないと恐らくまとまりがつかないのかなあとと思います。なぜそこで私のほうが、そうではないふうの見解を述べているというのは、何度も申してますが、全員協議会そのものについて深く議論をしていない状況であったと。意見は出されましたけれども、じゃあ最終的に位置づけをどうすべきだということまでは出てきませんでしたので、その状態であるならば、この内容で解釈によっては全員協議会も包含されるわけですよ、解釈によってはですけど。その部分で御理解いただけないかということですよ。もしそれで、理解できませんということであれば、ここに全員協議会を含めるのか、将来課題の一つであるぐらいな形で、完全に含めるわけでもないけど完全に含めないわけでもない、みたいな。意思の部分で確認を取るぐらいしかもうないかなと思います。

土光委員。

**○土光委員** この(3)番は、あくまでも付言事項にはならなかった。つまり全会一致ではなかったけど、各委員からこんな意見が出ましたよということですよ。各委員って、

具体的に今言ったように私と又野委員です。その私と又野委員の言っていることは、公開性に関しては全員協議会もちちゃんと含めてやっていくという、そういうふうに言ってるのだから、それを、解釈がいろいろあるから、そういう問題ではないと思います。元の文章がそういう意味で言っていて、それをまとめた文章なので、だから、この議会でどのような議論がと、この議会では、当然全員協議会を含むという意味で私と又野委員は出しているわけです。だからこの文章には当然そうなわけです。解釈云々の問題ではないです。私としては、だからそういう意味だよというのを、私と又野委員がもともとの文章で言っているのは、全協も含むという意味で議会で何々ということだよということが確認される。具体的には、今こういった発言。そうですよということがちゃんと議事録に残れば、それで私は、あえて文言付け加えなくてもいいかなと思うので。そうだよということを確認しているわけです。それ解釈が違うからそうじゃないとかではなくて、これは私と又野委員の言っている文章をまとめたものだから、言っているのは全協も含むということと言っているんです。そうだよということを確認しているわけです。

**○稲田委員長** まあ、土光委員あるいは又野委員から発言もありました。ほかの委員の皆様には改めて一応このような確認をさせていただきます。今、土光委員、又野委員からあった部分で、全員協議会も含めた内容が含まれているという認識を皆さんも持っているというところで御理解いただけるということによろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** では土光委員、このことによろしいですね。

〔「はい」と土光委員〕

**○稲田委員長** 又野委員よろしいですね。

〔「はい」と又野委員〕

**○稲田委員長** では改めまして、今日作成して皆様のお手元に配っております、こちらの米子市議会基本条例検証結果報告書は、この内容にて取り進めるということでした承いただけますでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** 了承いただけましたので決定いたします。

では、これまでの間、委員の皆様には協議に御協力いただきまして、ありがとうございました。事務局の皆様も御準備ありがとうございました。議長、副議長も御助言ありがとうございました。これで完成形に持っていけましたことで感謝申し上げます。ありがとうございました。

では、本日用意したものは以上で終了でございます。委員の皆様から、ほかに何かございますでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** これからの議運の議論、つまり議会基本条例の検証というのが一番大きなことで、ほぼめどがついた。当初のときに、この議会運営委員会でこれからどんなことを議論するか、それぞれ出したと思います。いろいろ課題が出されました。議会基本条例の検証というのはきちっとやらないといけないということで、ある意味で最優先でやったと思います。それが一応きりがついたので、じゃあ次にどういうふうなスケジュールでどんなことを取り上げていくかというのは、また改めて示していただきたいと思いますが、いかが



ですか。

**○稲田委員長** 今日はこれで閉じていきたいと思っております。次回の開催は1月20日でございます。これは臨時議会の直前の議運でございますので、ちょっとそちらではなくて、その次、2月になると思いますけど、私が委員長を預からせていただいたときに最初から集めさせていただいた内容等々があって、まあ既に終了しているものもございまして、その内容だけは提出させていただきたいと。ちょっと形はどういう形になるか、箇条書きになるのか、どういった形式かはこちらに預けていただきたいと思います。ただ、その後ですね、3月議会も入りますし、我々の任期というものも等々ございまして、私のほうからこのような内容がありますという提案だけをまずは約束をさせていただきます。その後に対して皆様、各委員の方からどのような運営にするのか、まあ端的に言ってしまいますと、残された任期の短い中でやるというよりも、次の改選後という意見もあるのではないかと思います、これは分かりませんが。そのような意見が出れば、課題としてこのようなものは認識をしていたという資料が1枚残るだけになるかも知れませんが、その部分も含めて御容赦いただければと思います。そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** 議長、副議長でございますでしょうか。

岩崎議長。

**○岩崎議長** すみません、失礼します。どのタイミングで申し上げようかなとは思っておりましたが、ちょっと議運の皆様、そして事務局の皆様一言お礼を申し上げたいと思います。本日をもってこの議会基本条例の検証という作業が、本当に大きな作業でございました。この期の一番最大のテーマでございましたけれども、皆さんの本当に御努力によりましてですね、今日きちんとまとめ上げられたことができましたこと、改めまして私のほうからも感謝と敬意の意を表したいと思っております。本当にありがとうございました。以上です。

**○稲田委員長** 岩崎議長ありがとうございました。

じゃあ、よろしいですね。皆さんよろしいですね。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** 以上で議会運営委員会を終了いたします。

**午前10時32分 開会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 稲田 清